



希望園を選ぶ際に確認すべき 7 つのポイント！



1. 通える施設か確認！

受入年齢・開所時間等は確認しましたか？

施設によっては、〇か月～や、1歳児～の受入となっている場合があります。受入年齢をチェックしましょう。希望の施設の開所時間内に送迎ができるかなど、よくご確認ください。

2. 施設見学はしましたか？入園前に確認を！

保育内容や登園ルートの確認、天候にかかわらず毎日通うことを考えて見学してみましょう。

入園後に「思っていたイメージと違った」ということのないように確認しておくことが大切です。

施設見学は直接施設へお問合せください。不安な点や気になる事は直接施設に聞いてみましょう。

3. 希望施設はできるだけたくさんがおすすめ！

空きがなくても申請可能！希望施設の順位は行きたい順に記入を！

通える範囲でなるべく多くの施設を申請した方が入所の可能性は上がります。

駅から遠くてもお子さんにとって良い環境に恵まれた施設もあります。通勤手段やルートを工夫して幅広く選択できるよう、視野を広げてみましょう。4月申請をされる方は、二次申請では、空き枠は少なくなってしまいしますので、一次申請の時点から幅広く申請することをおすすめします。

また、申し込み時点の受入可能人数がゼロであっても、申請はできます。第1希望の人や1つの保育所等のみ希望の人が有利になる事はありません。各園にエントリーし、入所が複数園で可能な場合は、希望順位の高い園に自動的に決定しますので、ご希望の施設は<入所を希望する順>にご記入ください。

※11か所以上希望する場合は、別紙に記入することが可能です。

4. 他区の申請もOK！

横浜市内の他の区の施設の利用を希望する場合も、優先順位が下がることはあります。

申請用紙に希望施設をまとめて記入し、お住まいの区に申請してください。



5. 新設の保育施設も確認！【R8年4月申請の方】

通える範囲(近隣区含む)に新設の保育施設はありませんか？ ➡(横浜市ウェブ サイト参照)

新設施設は受入可能人数が比較的多く、入所の可能性が広がります。ぜひご検討ください。

なお、申請前に見学ができない場合、既存系列園の見学が可能かなど、直接法人へお問合せください。

6. 0～2歳児のお子さん ⇒ 地域型保育事業も検討を！

小規模保育事業などの地域型保育事業は、少人数のアットホームな環境で0～2歳児クラスまでの保育を行います。(※受入年齢が1歳児からの施設もあり) 3歳児クラス以降については進級先として認可保育所・認定こども園・幼稚園(預かり保育実施園)など、連携施設・連携園を設けています。

7. 3～5歳児のお子さん ⇒ 幼稚園や認定こども園(教育利用)＋預かり保育の利用も検討を！

教育時間の前後に預かり保育を実施している園もあります。申し込みは直接園に行います。

令和8年度 横浜市保育所等利用案内 P.31～32「幼稚園・認定こども園での預かり保育」もご参照ください。

申請書を提出する際に確認したい3つのポイント！



1. 記入漏れ等はありませんか？

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認ください。特に保育施設は似たような名前の園が多くあります。正式名称を正確にご記入ください。

2. 保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)は添付しましたか？

保育を必要とすることを証明する書類は、すべての保護者について提出が必要です。(例:父母)
保育を必要とする事由が複数ある場合には、それぞれ証明する書類が必要となります。(例:就労証明書+診断書等)
就労証明書提出の場合は、裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと(重要)」をお読みになり、就労先が証明した内容に誤りがないか、今一度ご確認をお願いします。

3. 締め切りに余裕をもって提出を！

神奈川区マスコットキャラクター
かめ太郎



利用申請締切日は厳守です。申請が遅れてしまった場合には利用調整の対象にはなりません。
【R8年4月申請】の場合は、専用封筒による郵送申請(認定・利用調整事務センター宛)または、
マイナンバーカードを使ったオンライン申請となります。

別紙、クリム色の「神奈川区在住者用 保育所等利用案内」を参照の上、余裕をもってご提出ください。なお、書類は届いた順に審査を開始しますので、準備でき次第早めに提出することをおすすめします。

【R8年5月～R9年3月申請】の場合は、入所を希望する月により申請期間が異なります。保育所の利用開始日は原則、各月1日です。郵送の場合は締切日必着。窓口の場合は締切日までにお住まいの区のこども家庭支援課に申請してください。オンライン申請は締切日の23時59分までの送信分が有効となります。
※通信障害等の責任は負いかねますのでご注意ください。(令和8年度横浜市保育所等利用案内P.13参照)



コンシェルジュからのワンポイントアドバイス！



1. きょうだいが既に在園している園に入所させたい方へ！

既にきょうだいが在園している場合、同園のみの申請では入所の可能性が限られるため、入所の機会を逃してしまうかもしれません。近隣の施設にも目を向けて幅広く検討し、希望園を増やしましょう。

2. きょうだいを同じタイミングで入所させたい場合のポイント！

組合せ年齢にもありますが、きょうだいで同じ園のみ入所希望と限定してしまうと、どちらか一方が決まらない場合、2人とも保留になる可能性が高くなります。別園でも通えるかどうかなど、検討してみましょう。



きょうだいの申請は、同園のみの入所希望にせず、一旦別施設に入所し、その後、同園希望の転園申請をするという選択肢もあります。どこまで可能性を広げられるか、ぜひご家族で話し合ってみてください。

3. 地域型保育事業(小規模保育事業など)には、それぞれのよさがあります！

0～2歳の低年齢児に特化した地域型保育事業等も検討しましたか？

例えば、小規模保育事業では、保育士とお子さんの距離が近い環境でじっくりと向き合い、規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施しています。3歳児クラスからは連携先の認可保育所・認定こども園・預かり保育を実施している幼稚園へ進級するという選択肢があります。その場合、連携枠を利用して優先的に申請ができるので、早い時期に進級先が決まる安心感も得られます。ぜひ検討してみましょう。